

H26～H30 加古川市橋梁定期点検結果 (概要版)

平成26年に道路法施行令が改正されたことにより、道路管理者は管理する橋長2m以上の橋梁について近接目視により5年に1回の頻度で点検することが義務付けられました。

加古川市においては兵庫県道路橋定期点検要領に従い、平成26年度から平成30年度の5年間に加古川市の管理する橋梁869橋の点検を行いました。

点検結果については下表のとおりです。

点検年度	判定Ⅰ	判定Ⅱ	判定Ⅲ	判定Ⅳ	計
H26	5	3	0	0	8
H27	32	40	10	1	83
H28	116	191	7	0	314
H29	69	219	13	0	301
H30	117	39	7	0	163
合計	339	492	37	1	869
割合	39%	57%	4%	0.1%	

参考値 (H30の結果が未公表の為、H26～H29の平均値となっております。)

全国平均	41%	49%	10%	0.1%	
------	-----	-----	-----	------	--

上記の結果をもって、令和元年度に加古川市橋梁長寿命化修繕計画を策定します。
また、令和元年度から令和5年度にかけて、2巡目の橋梁定期点検を行います。

※判定Ⅳの1橋 (木村1号橋) は、架替工事を平成29年7月に完了しています。
判定Ⅲの37橋のうち18橋は、補修工事を平成30年度末に完了しています。
また、残り19橋については、補修工事を令和2年度迄に完了する予定です。

※ 判定区分Ⅰ：健全 (構造物の機能に支障が生じていない状態)
判定区分Ⅱ：予防保全段階 (構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態)
判定区分Ⅲ：早期措置段階 (構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態)
判定区分Ⅳ：緊急措置段階 (構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態)

※ 判定区分の割合は、四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合があります。